

(宛先) 京都市長

記入日: 令和●年 4 月 2 日

就業規則等による育児休業からの就労復帰を理由として保育利用を開始された場合は、育児休業から復帰後、2週間以内に証明を提出してください。復帰前の証明は無効です。

社印(角印・丸印)の押印は不要です。

所在地・連絡先	
京都市中京区××町 □△番地	
TEL (075) 123 - 4567	
事業所名	
〇〇株式会社京都事業所	
代表者名	
中京 一郎	
記入担当部署・担当者名・所属電話番号	
人事課 下京 涼子	TEL () 123 - 4567

下記の者が当社就業規則等による育児休業より復職したことを証明します。

勤務する者	氏名 ふりがな きょうと きょうこ 京都 京子 (H● 年 5 月 5 日生まれ)
勤務場所が上記以外の場合はその他に記入してください。	勤務場所 ふりがな 〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地 (2) その他 (下京区〇〇町▽△番地)
育児休業復帰日	R● 年 4 月 20
【備考】	
例: 当初4月5日復帰予定であったが、子どもの体調が悪く、ならし保育期間が延び、4月20日に復帰した。	

実際に育児休業から復帰された日を記入してください。
育児休業中に就労する必要がある場合は、就労の開始日を記入し、備考欄に育児休業中に就労の必要がある旨を記入してください。

※ 職場復帰後、2週間以内に証明を受け、京都市(お住まいの地域の区役所・支所の子育て推進担当(京北地域は、京北出張所保健福祉第一担当))に御提出ください。この証明書は、教育・保育給付認定の重要な資料となります。記入漏れや不明な点がある場合は、この証明書と併せて、その他、特記事項などがあれば記入してください。

当初の復帰予定日から変更した場合は、その理由も含めて記入してください。

※ 提出済みの就労証明書の内容と変更があった場合には、再度就労証明書の提出が必要になる場合があります。
※ この証明書の提出がない場合や、虚偽の記載を行った場合には、申込者が保育施設・事業所を利用できなくなったり、保育に要した費用の全部又は一部について、京都市から返還を求めることがあります。
※ この証明書の様式や記入についての留意点等は、京都市のホームページに記載しています。

保護者記入欄	申請保護者 ふりがな 氏名	京都 太郎	児童氏名 ふりがな (連名可)	京都 花子 三郎 (年 月 日生まれ)
	住所	京都市中京区×××町□△		
代表保護者の名前を記入してください。		事業所名	〇〇保育園	

保育利用申込時の就労証明書の内容と変更があった場合には、再度就労証明書の提出が必要になる場合があります。